

文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表（抜粋）

目次

- 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）
- 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）
- スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）
- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）
- 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）
- 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）

改 正 案

現 行

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称 (略)	所掌事務
生涯学習分科会	一 (略) 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 三 (略) 四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
初等中等教育分科会	一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をい

名称 (略)	所掌事務
生涯学習分科会	一 (略) 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。） 三 (略) 四 (新設) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）を処理すること。
初等中等教育分科会	一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をい

	<p>う。次号において同じ。)の振興に関する重要事項を調査審議すること(生涯学習分科会の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)、及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四～六 (略)</p>
<p>大学分科会</p>	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二・三 (略)</p>

(削る)

	<p>う。次号において同じ。)の振興に関する重要事項を調査審議すること(生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>大学分科会</p>	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>スポーツ・青少年分科会</p>	<p>一 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)、及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>六 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十</p>

<p>2 6 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。</p>	<p>2 6 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。</p> <p>八号)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項(青少年教育に係るものに限る。)を処理すること。</p>
<p>2 6 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。</p>	<p>2 6 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。</p>